



【高温水配管】
 清掃工場から提供される高温水を新たな区民センターで活用する。なお事業敷地外の高温水配管の更新作業は別事業となる。

【広場】
 河川管理用通路沿いの壁面後退部分と連続するよう、広場を設置する。

【ふれあい橋】
 ふれあい橋から新たな区民センターへシームレスに行き来出来るよう工夫する。

富士見坂からの視線

目黒区の桜の開花時期に対応した動線計画を立案する。

壁面後退
敷地境界線より4m

河川管理用通路
B11号線

田道庚申通り
特別区道B60号線
主要区画道路として道路幅員9mに拡幅を行う。

【周辺基盤整備の実施】(別事業)
 田道庚申通りについて、道路幅員9mへ拡幅整備を行う。(現況の道路幅員は約8mであり、事業敷地側へ約1m拡幅予定)また、付随する歩道は無電柱化・歩道のバリアフリー化を実施する。

【「新たな目黒区民センターの基本計画」に基づく、北側・公園敷地における条件】

【北側敷地】
 ①最高高さ、建ぺい率の組み合わせを以下とする。
 高さの最高限度:50m
 建ぺい率:60%
 (*角地緩和、耐火・準耐火構造による建ぺい率の緩和は不可とする)
 ②壁面後退を行う。
 敷地境界線より4m
 ※公園敷地との境界においては非該当
 ③広場・通路等の整備を行う。

【公園敷地】
 ①壁面後退を行う。
 敷地境界線より4m
 ※北側敷地との境界においては非該当

【富士見坂からの眺望への配慮】
 計画地の北東方面にある富士見坂からの眺望を著しく損ねることがないように配慮すること。

【広場】
 既存現美術館が位置する場所は、エントランスを兼ねた広場を設置する。

区民センター敷地に接していない道路の拡幅について地権者と協議中

美術館西側道路
特別区道B60-2号線
道路幅員は道路管理者の指示に基づき、認定幅員(4m)まで後退

道路状に整備(幅約2m)

- 凡例
- 壁面後退(4m)
 - 道路拡幅整備(別事業)
 - 道路拡幅整備
 - 道路状に整備
 - 修景整備対象範

現況図

Noscale